

障害者等用駐車区画利用証の使用上の注意事項

1 利用に当たってのお願い

「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」は、対象となる駐車区画の利用を必要とする人が安心して駐車できる環境づくりを広めていく啓発活動の性格を有するもので、この「利用証」をお持ちの方が、制度の対象となる駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者の方が駐車されているなど、利用できない場合もあることをあらかじめ御了解ください。

2 利用可能な駐車区画について

公共施設や商業施設（ショッピングセンター等）に設置されている「障害者等用駐車区画」（図1）での利用が可能です。

（図1）障害者等用駐車区画



3 利用証の掲示について

「障害者等用駐車区画」に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から見えるように掲示（図2）してください。

（図2）車内での掲示例



4 利用証の利用について

この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が「障害者等用駐車区画」に駐車する場合にのみ利用できます。

【利用証や駐車区画の使用に関するお願い】

- ① 利用証を制度対象外の人へ貸与したり譲渡することによって、「障害者等用駐車区画」の利用を必要としている他の人の車両が駐車できなくならないよう、御協力をお願いします。
※ 利用証の不適正な利用や駐車区画の管理・運営に支障が生じるような行為があった場合は、利用証を返却していただくことがあります。
- ② 交付対象者の要件を欠いたとき又は利用証の有効期間が満了したときは、利用証をはさみやシュレッダー等で裁断する等により、各自廃棄処分してください。
- ③ 一般の駐車区画と同じ幅の「思いやり駐車区画」が設置してある駐車場では、車両の乗降に広いスペースを必要としない対象者の方は、できるだけ「思いやり駐車区画」の利用をお願いします。
- ④ 介助者の同乗などによって一時的に一般の駐車区画の利用が可能となった場合には、できるだけ一般の駐車区画の利用をお願いします。
- ⑤ 妊娠7か月目に達していなくても、妊娠に起因する症状等によって歩行が困難となった場合には、御自身の判断で利用証を使用していただくことは可能です。
- ⑥ 申請の内容に変更が生じた場合には、県ホームページから「ちば障害者等用駐車区画利用証変更届（第2号様式）」ダウンロードし、変更内容ご記入の上、郵送で県にご提出ください。
(変更の例：引っ越しにより住所や連絡先が変わった、結婚して名字が変わった など)

【ご注意ください】

- ① この利用証によって、道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外を受けることはできません。
- ② この利用証によって、有料駐車区画の使用料が減免されることはありません。